

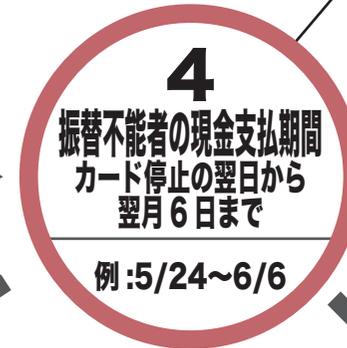
施設利用料の支払い方法と カード利用停止/停止解除のタイミングについて



土日祝の場合、
金融機関の翌営業日



翌月6日までに
支払いがない場合

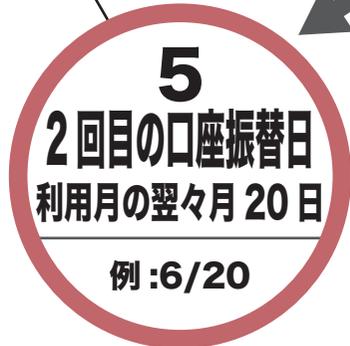


翌月6日までに
支払いがあった場合

スポーツ総合情報センター窓口、
又はスポーツ総合情報センター宛の
現金書留にてお支払いいただけます。



翌月も施設のご利用があった場合、
その月の施設利用料と、前回口座振替できなかった
施設利用料を合算して口座振替します。
口座の残高にご注意ください。



翌月6日までに支払いがない場合、
自動的に次回の口座振替のデータが銀行に送られ
ます。そのため6日を過ぎると情報センターでの
現金受付ができなくなります。

《2回目の口座振替も失敗した場合のご注意》

- ・3回目の口座振替はありません。
- ・大阪市から届く納付書、又は指定管理者の施設窓口でのお支払いとなります。
- ・カード停止解除は支払いの確認できた月の2ヶ月後の1日となります。
- ・2回目口座振替を失敗した月の翌月以降の予約が全て取り消しとなります。